令和６年度 第３回中央区協議会
（代表会）
会議資料

【議案】

追加のパブリック・コメント（追加パブコメ）の取扱いについて

⑴ 追加パブコメの運用区分について、地域分科会に付託し、地域分科会の意向を確認すること

⑵ 同一区内の地域分科会で追加パブコメの運用区分が一致しない場合の、決定ルールを定めること及びその内容

⑶ ⑵に基づき決定した追加パブコメの運用区分について、代表会へ報告すること

⑷ 今後、新たに追加パブコメ案件が発生した場合は、上記に基づき同様に処理すること

書面開催

中央区協議会
（代表会）

中央区協議会（代表会）
議案書（書面開催）

1　回答提出期限　令和６年８月 30 日（金）

2　議　案　追加のパブリック・コメント（追加パブコメ）の取扱いについて

(1) 追加パブコメの運用区分について、地域分科会に付託し、地域分科会の意向を確認すること。

(2) 同一区内の地域分科会で追加パブコメの運用区分が一致しない場合の、決定ルールを定めること及びその内容

(3) (2)に基づき決定した追加パブコメの運用区分について、代表会へ報告すること。

(4) 今後、新たに追加パブコメ案件が発生した場合は、上記に基づき同様に処理すること。

同一区内の地域分科会で追加パブコメの運用区分が一致しない場合の決定ルール

同一区内の地域分科会で運用区分（パブコメ実施担当課による説明（代表会又は地域分科会、資料配付）が分かれた場合、代表会事務局は次の手順により決定（**別紙 3**「フローチャート」参照）

運用区分が同一区内の地域分科会で一致した場合	①一致したとおりの運用区分とする。
運用区分が同一区内の地域分科会で一致しない場合 ※「代表会」「地域分科会」「資料配付」が混在する場合 ※代表会と地域分科会の両方への説明はできない。	①最も多い運用区分とする。 ②同数の場合は、よりきめ細かな対応の運用区分とする。 ・「代表会」と「地域分科会」が同数の場合は、「地域分科会」とする。 ・「代表会」と「資料配付」が同数の場合は、「代表会」とする。

（参考）

パブリック・コメント運用区分

①原則として、情報提供までとし、概要版の配布に留める。
　ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。
②パブコメ実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合
③区協議会から求められた場合。（ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方）

フローチャート

※資料配付の考え方
- 地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
- 代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。

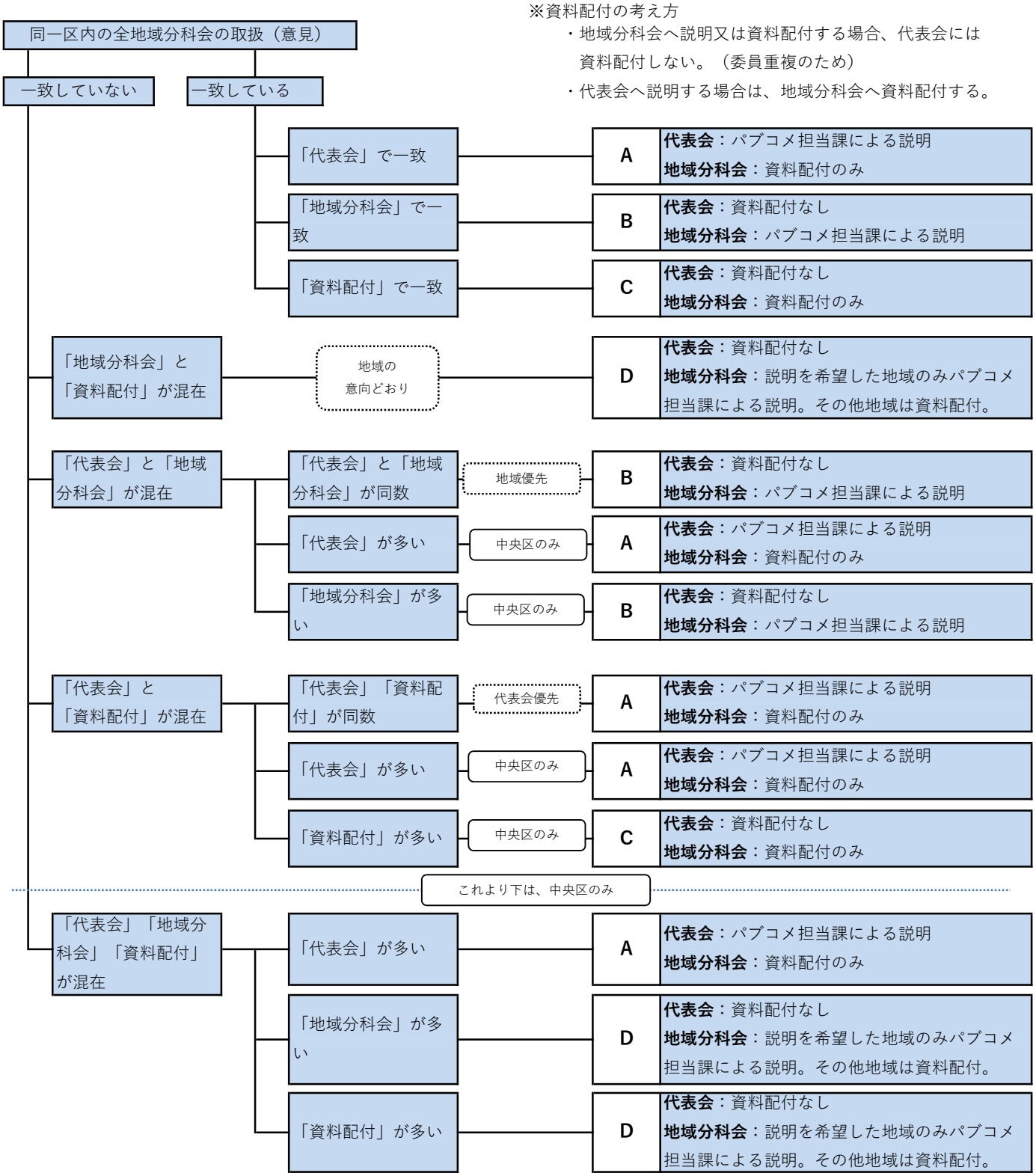

中央区協議会（代表会）
書面協議回答用紙

委員名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議案　追加のパブリック・コメント（追加パブコメ）の取扱いについて

「承認する」、「承認しない」のいずれかに、レ点を付けてください。

(1) 追加パブコメの運用区分について、地域分科会に付託し、地域分科会の意向を確認すること。		
	□承認する	
	□承認しない	【ご意見】 「承認しない」にレ点を付けた場合は必ずご記入ください。
(2) 同一区内の地域分科会で追加パブコメの運用区分が一致しない場合の、決定ルールを定めること及びその内容（別紙２・３）		
	□承認する	
	□承認しない	【ご意見】 「承認しない」にレ点を付けた場合は必ずご記入ください。
(3) (2)に基づき決定した追加パブコメの運用区分について、代表会へ報告すること。		
	□承認する	
	□承認しない	【ご意見】 「承認しない」にレ点を付けた場合は必ずご記入ください。
(4) 今後、新たに追加パブコメ案件が発生した場合は、上記に基づき同様に処理すること。		
	□承認する	
	□承認しない	【ご意見】 「承認しない」にレ点を付けた場合は必ずご記入ください。